

千葉県農業用排水施設における外来水生植物防除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の土地改良事業により造成された、農業用排水施設の保全と適切な維持管理を図るため、土地改良区、市町村、その他知事が必要と認める者（以下「事業主体」という。）が行う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項の規定により定められた特定外来生物のうち植物界に区分される *Alternanthera philoxeroides*（「ナガエツルノゲイトウ」という。）、*Ludwigia glandiflora*（「オオバナミズキンバイ」という。）又は *Myriophyllum aquaticum*（「オオブサモ」という。）の駆除等に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）、千葉県土地改良事業補助金交付要綱（昭和59年告示第815号。）及びこの要綱に基づき、当該事業を行う者に対し補助金を交付する。

(採択基準並びに補助率及び対象経費)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の採択基準並びに補助率及び対象経費は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに外来水生植物防除事業補助金交付申請書（別記第1号様式）正副2部に別に定める実施計画書を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たつて、事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体については、この限りでない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他知事が必要と認める条件

(承認申請)

第5条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、外来水生植物防除事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、外来水生植物防除事業実績報告書（別記第3号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要であると認め、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書を提出するに当たつて当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになつた場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。この場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がないときは、その理由について併せて報告しなければならない。
- 4 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が規則第14条の規定による額の確定のあつた日の属する年の翌年の5月末日になつても明らかにならない場合には、その状況について、同年6月15日までに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第4号様式）により知事に報告しなければならない。

(交付の請求)

第7条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、外来水生植物防除事業補助金交付請求書（別記第5号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第8条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、外来水生植物防除事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第9条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(書類の経由)

第10条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄の農業事務所の長を経由して提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

別表（第2条第1項）

採択基準	補助率及び対象経費
<p>外来水生植物の被害及び拡散のおそれのある土地改良区等が管理する農業用排水施設において、外来水生植物の駆除等が必要であると認められる次のいずれかに該当する事業。</p> <ol style="list-style-type: none">1 農業用排水路に繁茂する外来水生植物を駆除する事業2 用排水機場に繁茂する外来水生植物を駆除する事業3 用水機場に繁茂する外来水生植物を防除する事業	<p>【補助率】 当該事業費の50%以内</p> <p>【対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none">1 駆除費（処分費含）2 測量設計費3 船舶機械器具費4 駆除に必要な機械・施設のリース・導入等に要する経費5 拡散防止に必要なダストフェンス等の購入・設置等に要する経費

別 記

第1号様式

（第3条）

第2号様式

（第5条）

第3号様式

（第6条第1項）

第4号様式

（第6条第3項及び第4項）

第5号様式

（第7条）

第6号様式

（第8条）

第1号様式（第3条）

外来水生植物防除事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
事業主体名
代表者氏名

年度において、次のとおり千葉県農業用排水施設における外来水生植物防除事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

- 1 事業の目的
- 2 経費の配分の概要（別紙第1による。）
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算書（別紙第2による。）
- 5 その他知事が必要と認める事項

注 申請書には、誓約書（千葉県農業用排水施設における外来水生植物防除事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）及び役員等名簿を添付すること。

別紙第1

経費の配分の概要

区 分	補助事業に要する経費(又は 補助事業に要した経費)	負 担 区 分			備 考
		県 費	地 元 負 担		
			市 町 村 費	土 地 改 良 区	
	円	円	円	円	

別紙第2

収 支 予 算

1 収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	摘 要
	円	円	円	

2 支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	摘 要
	円	円	円	

3 予算議決年月日（又は予算議決予定年月日）※事業主体が市町村の場合

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

⑩

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が千葉県農業用排水施設における外来水生植物防除事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

役員等名簿

番号	商号又は名称 (半カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における (私 ・ 当法人 (団体)) の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所

氏名

㊤

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
- ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等 (業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。) を記載すること。
ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

第2号様式（第5条）

外来水生植物防除事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

地 区 名

住 所

事業主体名

代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付の決定のあつた千葉県農業用排水施設における外来水生植物防除事業を次のとおり変更（中止・廃止）したので、千葉県農業用排水施設における外来水生植物防除事業補助金交付要綱第5条の規定により、承認を申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

注 別記第1号様式に準じ、変更前と変更後が比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第3号様式（第6条第1項）

外来水生植物防除事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

地 区 名

住 所

事業主体名

代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付の決定のあつた千葉県農業用排水施設における外来水生植物防除事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

- 1 事業の目的
- 2 収支説明書（別紙第1による。）
- 3 事業の成果（第1号様式別紙第1及び第3号様式別紙第2による。）
- 4 着工年月日
- 5 しゅん工年月日

注

- 1 補助金交付申請書と実績報告書の「経費の配分の概要」が比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 別紙第2については、該当のない調書は、「該当なし」と記載すること。

別紙第 1

収 支 説 明 書

1 収入の部

科 目	収入予算額	収入済額	収入未済額	今後収入見込額	摘 要
	円	円	円	円	
~~~~~					

2 支出の部

科 目	支出予算額	支出済額	支出義務額	摘 要
	円	円	円	
~~~~~				

別紙第2

1 請負及びしゅん工検査調書

区分	施行箇所	駆除方法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	しゅん工検査		契約方式	備考
							着工年月日 しゅん工年月日	検査日 検査責任者 職氏名		

注

- 1 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
- 2 請負契約に変更のあつたときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を括弧書きで上段に記載すること。また、その金額が分かる資料を添付書類として添付すること。
- 3 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
- 4 駆除方法欄には、使用機械や処分先等、駆除方法の内容が分かるよう記載すること。
- 5 区分欄の下に括弧書きで事業主体名を記載すること。

第4号様式（第6条第3項及び第4項）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付の決定のあつた千葉県農業用排水施設における外来水生植物防除事業について、千葉県農業用排水施設における外来水生植物防除事業補助金交付要綱第6条第3項及び第4項の規定により次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 _____ 円
(年 月 日付け 達第 号による額の確定額)

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 _____ 円

4 補助金返還相当額（3－2） 金 _____ 円

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合にあつては、その理由
〔 _____ 〕

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合にあつては、その状況
〔 確定申告が完了していない場合は申告予定時期： 年 月頃 _____ 〕

注 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

第5号様式（第7条）

外来水生植物防除事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

地 区 名

住 所

事業主体名

代表者氏名

年 月 日付け 達第 号で額の確定のあつた千葉県農業用用排水施設における外来水生植物防除事業補助金 円を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により次のとおり請求します。

補助金交付決定額	精算事業費	補助率	補助金交付決定額	概算払受領額	差引補助金請求額	摘 要
円	円	%	円	円	円	着工年月日
						完了年月日

